

新潟県上越児童相談所一時保護所第三者評価報告書（令和6年度）

1 目的

令和元年に改正された児童福祉法において、「児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならない」と規定され、新潟県においても、児童相談所に配置する専門職の増員、一時保護所の増改築等の機能強化が推進されているところであるが、更なる業務の質の向上を図るため、一時保護所における第三者評価を行うこととされた。

また、令和6年4月に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」において「定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない」と規定された。

一時保護所は、虐待や家庭環境上の問題等の様々な理由により、一時的に保護したこどもに対して、安全で安心できる生活の場を確保するとともに、こどもの心身の状況等を把握し支援する施設であり、その業務の遂行にあたっては、こどもの立場に立つ最善の利益の確保を旨とする。一時保護所は常にこどもの権利擁護に留意し、一人一人のこどもの年齢や発達に応じた適切な支援を果たしていくことが求められている。

このことから令和6年度は、一時保護所における保護、支援業務の質の確保・向上を図ることを目的に、新潟県上越児童相談所一時保護所を対象に外部評価を実施した。

2 評価機関

新潟県児童相談所第三者評価研究会

3 評価調査者

（五十音順、敬称略、◎は代表者）

小池 由佳（新潟県立大学人間生活学部 教授）

佐藤 勇（よいこの小児科さとう 院長）

◎鈴木 昭（新潟医療福祉大学 非常勤講師）

藤瀬 竜子（新潟青陵大学福祉心理子ども学部 教授）

増子 美穂（弁護士法人青山法律事務所 弁護士）

丸田 秋男（新潟医療福祉大学 名誉教授）

4 対象施設

新潟県上越児童相談所一時保護所（初回受審）

5 評価機関が訪問調査した日

令和6年11月22日（金）

6 評価方法

新潟県上越児童相談所による自己評価、一時保護所入所児童に対するアンケート調査

及び評価調査者による実施調査及びヒアリングの結果を総合し、評価結果を取りまとめた。

7 評価項目と評価基準

評価項目は、(1)こども本位の養育・支援、(2)一時保護の環境及び体制整備、(3)一時保護所の運営、(4)一時保護所におけるこどもへのケア・アセスメント、(5)一時保護の開始及び解除の5領域について、それぞれ中項目・小項目ごとに評価を行った。各領域の中項目及び小項目は、「一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(案)」(平成30年度こども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究)を参考としている。

評価基準は次のとおりとし、a～cの3段階で評価した。

- a: 十分な取組がみられる状態(適切な取組がみられる状態を含む)
- b: 概ね必要な取組がみられるが、さらに工夫の余地がある状態
- c: 取組んでいない、あるいは取り組んでいるが十分ではない状態

8 領域ごとの評価結果

(1) こども本位の養育・支援

1 こどもの権利擁護		評価
(1)	権利擁護	a
(2)	こどもに対する説明・合意	a
(3)	外出、通信、面会、行動等のこどもの権利の制限	a
(4)	被措置児童等虐待の防止等	a
(5)	こども同士の暴力等の防止	a
(6)	こどもの権利等に関する特別な配慮	a
2 養育・支援の基本		
(1)	こどもとの関わり	
①	安全感・安心感を与えるケア	a
②	エンパワメントにつながるケア	a

こどもの権利保障については、こどもの権利を説明するツールを作成・活用するとともに、誰にも見られずに意見を入れられる意見箱の設置や、第三者(アドボケイト)による意見表明支援の導入など、こどもの意見が尊重される仕組みの構築に取り組んでいる。今後に向けては、こどもの生の声を重視したコミュニケーションの確保及び外出、面会、行動等の制限においては身体・生命の自由という人権を大前提にした柔軟な対応を取り続けることを期待する。

養育・支援の基本については、多くの不安を抱えて入所するこどもに対して、入所に至る課題解消に向けた振り返りや家庭環境の調整の状況等を丁寧に説明し、担当児童福祉司及び児童心理司との連携により、こどもの安全感・安心感を与えるケアに努めている。また、保護所棟改築による環境改善を最大限に活かしたプライバシーの確保と、こども自身の自己肯定感を促すコミュニケーションをとおしてエンパワメントにつながるケアに配慮している。

(2) 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備	評価
(1) 設備運営基準の遵守	b
(2) 個別性の尊重	a
(3) 生活環境の整備	a
2 適切な職員体制	
(1) 設備運営基準の遵守	a
(2) 職員の適正配置	a
(3) 情報管理	a
(4) 職員の専門性の向上	
① 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組	a
② 職員間での情報共有・引継	a
(5) 児童福祉司との連携	a

適切な施設・環境整備については、こどもの個別性が尊重される日課や安心して生活できる環境が確保されている。衛生的な環境の維持、できるだけ家庭に近い環境の工夫、児童福祉司及び児童心理司との緊密な連携体制を維持・促進などは評価できる。

なお、設備運営基準の遵守については、令和4年度に増築された一時保護所は、屋内又は屋外運動場が整備されていない状況にある。児童にとって必要な運動等の機会を随時あるいは定期的に提供するため、一時保護所付近に屋内又は屋外運動場に代わる場所を確保する必要がある。

適切な職員体制については、保育士資格及び保健師資格を有する正規職員を配置するなど適切な職員体制が整備されている。また、職員の専門性の向上については、定期的に国が行う「一時保護施設実務者研修」等に派遣するほか、県の児童相談所全体で計画・運営する「新任研修」「実務者研修」を通じて専門性の向上を図っている。

なお、設備運営基準の遵守については、経過措置終了までに看護師等を配置する必要がある。

(3) 一時保護所の運営

1 一時保護の目的	評価
(1) 一時保護の目的	a
2 運営計画等の策定	
(1) 事業計画の策定や目標設定	a
3 一時保護の在り方	
(1) 緊急保護	a
4 保護の内容	
(1) 生活面のケア	a
(2) レクリエーション	a
(3) 食事	a
(4) 衣類	a
(5) 睡眠	a
(6) 健康管理	a
(7) 教育・学習支援	a
(8) 保育	a

5 特別なケア		
(1)	性的問題	a
(2)	問題行動	a
(3)	無断外出	a
(4)	触法少年	a
(5)	その他(障害児・健康上の要配慮児の受入)	a
6 安全対策		
(1)	無断外出防止	a
(2)	災害時対策	a
(3)	感染症対策	a
(4)	安全計画の策定等	a
(5)	業務継続計画の策定等	a
7 質の維持・向上		
(1)	質の維持・向上	
①	基本的な対応指針や手順	a
②	質の向上を行うための仕組み	a

一時保護所の運営については、個々のこどもの状態に合わせた生活面のケアなど保護の内容は適切に行われている。より家庭的な食事の提供、正規職員の保健師による健康管理の徹底、多い日では一日6名が登校あるいは登園する通学等支援及び6名の学習支援協力員による所内学習支援、特別なケアを必要とするこどもへの相談部門職員を含む全所的対応等は評価できる。一方、安全対策面では、業務継続計画の策定等に課題が残されているので改善に努めることが望ましい。

(4) 一時保護所におけるこどもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施		評価
(1)	保護開始時	a
2 援助方針策定・個別ケア		
(1)	援助方針策定・個別ケア	a
3 こどもの観察		
(1)	こどもの観察	b
(2)	観察会議等の実施	b

こどものケア・アセスメントについては、保護開始に当たっては、こども本人や保護者、関係者等からの聴き取りにより、こどもの心身の状況や家庭環境等をアセスメントした上で援助方針を策定している。また、その後の個別ケアにおいては、必要のない長期間の保護にならないよう、適宜、観察会議等で協議を行っている。

一方、こどもの行動観察記録や観察会議の定例開催には課題が残されているので、改善に向けた取組が必要と思われる。

(5) 一時保護の開始及び解除

1 開始手続き		評価
(1)	保護開始に関わる支援	a
(2)	こどもの所持品	a
2 解除手続き		
(1)	こどもの所持品	a

一時保護の開始及び解除については、保護の開始時において、こどもや保護者の状況等に応じた支援を適切に行い、こどもの心理的安定のために必要な私物（ぬいぐるみ等）は、可能な限りこども自身が所持・管理できるよう配慮するなど、こど

もに安心感を与える支援の提供に努めている。また、保護の解除時には、こどもの所持品等をトラブルなく返還するために、保護の開始時に預票を作成して管理又は保管する所持品等を写真に撮り、返還時の点検・確認に活用するなど適切に行われている。

9 総合的評価

令和4年度に増築された一時保護所は、上越地域らしい雁木様の構造を有し、出入り口を工夫するなど家庭的な雰囲気を感じる施設となっている。室内は清潔感があり、家庭的な環境になるような配慮が随所に見られるが、部屋や廊下の窓は外風景が見えなく閉塞感がある。プライバシーガラスや型板ガラス等の活用など工夫の余地はあるのではないかと。

(1) こども本位の養育・支援、(2) 一時保護の環境及び体制整備、(3) 一時保護所の運営、(4) 一時保護所におけるこどもへのケア・アセスメント、(5) 一時保護の開始及び解除の各領域とも適切に運営されているといえる。また、今回の第三者評価に当たっては、職員全員による「自己評価」を行い、多様な意見を記録として残す手法を通じて、課題解決に向けた取組の方向性を明確化したことは高く評価できる。

評価調査者から指摘のあった看護師等の配置は、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」に基づいて、経過措置終了までに所要の措置を講じられたい。経過措置が適用される屋内又は屋外運動場については、児童にとって必要な運動等の機会を提供するため、一時保護所付近にある体育施設等を随時あるいは定期的に利用できる環境を確保する必要がある。

また、一時保護委託期間が、やむを得ない事情等により長期に及ぶ児童については、定期的にその必要性を確認するよう留意されたい。

新潟県上越児童相談所一時保護所の第三者評価は、本年度が初回であったが、今後も外部評価が定期的実施され、一時保護所における保護、支援業務の質の確保・向上が一層図られることを期待する。

入所児童アンケート調査の結果

【実施概要】

- 実施期間 令和6年8月27日から9月24日
- 実施者 新潟県児童相談所第三者評価研究会
- 実施児童数 入所児童12名（実施期間に入所中の学齢児等）
- 実施方法 無記名の自記式アンケート

問 ここに来る前に一時保護所がどのような所なのか説明されましたか。

された	されなかった	よくわからない	無回答	合計
9	1	2	0	12

問 あなたがなぜここで生活をするようになったのか、その理由を説明されましたか。

された	されなかった	よくわからない	無回答	合計
10	0	2	0	12

問 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、職員の人から話をされましたか。

された	されなかった	よくわからない	無回答	合計
9	1	2	0	12

問 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。

聞いて もらえた	まあ聞いて もらえた	あまり聞いて もらえなかった	聞いて もらえなかった	無回答	合計
7	4	0	0	1	12

問 この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか。

いる	いない	わからない	無回答	合計
10	0	1	1	12

問 ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

よくある	少しある	あまりない	まったくない	無回答	合計
6	3	1	1	1	12

問 自由に過ごせる時間は多いですか。

多い	まあ多い	あまり多くない	多くない	無回答	合計
6	3	1	1	1	12

問 自由時間で楽しいことはありますか。それは何ですか。

ある	ない	無回答	合計
7	4	1	12

問 外出、面会、手紙などはできていますか。（複数回答あり）

外出の希望は聞いてもらえる	5
面会の希望は聞いてもらえる	2
手紙の希望は聞いてもらえる	0
どれも希望は聞いてもらえない	0
希望したことがない	7
無回答	1
合計	15

問 ここから保育園・幼稚園・学校に通えていますか。

今まで通っていた学校に通っている	今まで通っていた学校と違う学校に通っている	通っていない	無回答	合計
6	0	4	2	12

問 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

難しい	やや難しい	やや易しい	易しい	無回答	合計
1	5	2	1	3	12

問 学習時間以外の活動（午後の活動等）は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	無回答	合計
6	2	1	0	3	12

問 食事はおいしいですか。

おいしい	まあおいしい	あまりおいしくない	おいしくない	無回答	合計
10	0	0	0	2	12

問 食事の時間は楽しいですか。

楽しい	まあ楽しい	あまり楽しくない	楽しくない	無回答	合計
7	2	1	0	2	12

問 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。それはどんなことですか。

ある	ない	無回答	合計
4	6	2	12

問 不安なことや困ったことなどがあつた時に職員に相談できましたか。

できた	できなかった	相談することがなかった	無回答	合計
8	1	2	1	12

問 ここでの生活でうれしかったことはありますか。それはどんなことですか。

ある	ない	無回答	合計
6	5	1	12

問 ここでの生活（全体をとおして）はどうでしたか。

よかった	まあよかった	あまりよくなかつた	よくなかつた	無回答	合計
5	2	3	1	1	12